

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成28年3月24日(2016.3.24)

【公開番号】特開2016-25877(P2016-25877A)

【公開日】平成28年2月12日(2016.2.12)

【年通号数】公開・登録公報2016-010

【出願番号】特願2015-153780(P2015-153780)

【国際特許分類】

A 6 3 F 5/04 (2006.01)

【F I】

A 6 3 F 5/04 5 1 2 Z

【手続補正書】

【提出日】平成27年12月25日(2015.12.25)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

所定の遊技を行うことが可能な遊技機であって、

前記遊技機に設けられた電気部品を制御する電子部品が搭載された回路基板と、

前記回路基板を収容するとともに、該回路基板の一面側を視認可能とする第1の透視部及び該回路基板の他面側を視認可能とする第2の透視部が設けられた基板ケースと、

前記遊技機に取り付けられる固定ベース部と、

前記基板ケースが取り付けられ、前記固定ベース部に対して、前記回路基板の一面側を前記第1の透視部を通して視認可能となる第1の位置と前記回路基板の他面側を前記第2の透視部を通して視認可能となる第2の位置との間で回動可能に支持される可動ベース部と、

前記遊技機に前記固定ベース部を取り付けるための取付部材と、

前記可動ベース部を前記第1の位置にて前記遊技機に係止するための係止手段と、
を備え、

前記基板ケースまたは前記可動ベース部には、前記第1の位置と前記第2の位置との間の回動範囲内において前記取付部材の取り外し操作を阻止する取外操作阻止部が形成され、

前記遊技機は、少なくとも前記固定ベース部と前記可動ベース部と前記基板ケースとを一体として解除不能に組み付けた組付状態において、前記固定ベース部からの前記可動ベース部の取り外し及び前記可動ベース部からの前記基板ケースの取り外しが不能化され、

前記固定ベース部は、前記第1の位置と前記第2の位置との回動範囲内において前記取外操作阻止部により前記遊技機から前記取付部材を取り外すことが阻止されることによって、少なくとも前記組付状態において前記遊技機からの取り外しが不能化されていることを特徴とする遊技機。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 0 7

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 0 7】

上記課題を解決するために、本発明の請求項 1 に記載の遊技機は、

所定の遊技を行うことが可能な遊技機であって、

前記遊技機に設けられた電気部品を制御する電子部品が搭載された回路基板と、

前記回路基板を収容するとともに、該回路基板の一面側を視認可能とする第 1 の透視部及び該回路基板の他面側を視認可能とする第 2 の透視部が設けられた基板ケースと、

前記遊技機に取り付けられる固定ベース部と、

前記基板ケースが取り付けられ、前記固定ベース部に対して、前記回路基板の一面側を前記第 1 の透視部を通して視認可能となる第 1 の位置と前記回路基板の他面側を前記第 2 の透視部を通して視認可能となる第 2 の位置との間で回動可能に支持される可動ベース部と、

前記遊技機に前記固定ベース部を取り付けるための取付部材と、

前記可動ベース部を前記第 1 の位置にて前記遊技機に係止するための係止手段と、
を備え、

前記基板ケースまたは前記可動ベース部には、前記第 1 の位置と前記第 2 の位置との間の回動範囲内において前記取付部材の取り外し操作を阻止する取外操作阻止部が形成され、

前記遊技機は、少なくとも前記固定ベース部と前記可動ベース部と前記基板ケースとを一体として解除不能に組み付けた組付状態において、前記固定ベース部からの前記可動ベース部の取り外し及び前記可動ベース部からの前記基板ケースの取り外しが不能化され、

前記固定ベース部は、前記第 1 の位置と前記第 2 の位置との回動範囲内において前記取外操作阻止部により前記遊技機から前記取付部材を取り外すことが阻止されることによって、少なくとも前記組付状態において前記遊技機からの取り外しが不能化されている

ことを特徴としている。